

2014年の稼ぎ方

日経マネー

<http://www.nikkeibp.co.jp/money/>

NISA開始

長期投資向け決定版

「1億人の投信大賞」は
これだ！

February
2014

特別定価 730円

別冊付録

山崎元の最新理論
株価



スペシャル・インタビュー

堺屋太一氏
「団塊世代は家を残すな」

短期 3月までに勝負すべき7つの理由

- ① 1~3月は「毎年上がる」から
- ② 年内の売りが1月は止まるから
- ③ 「新指標トレード」が始まるから…etc.

長期 日経平均2万円、1ドル120円の予測も

プロ24人の注目銘柄と「14年相場の意外シナリオ」

舛添要一氏
「今こそリスク資産運用を」

知らないと損をする
相続税の落とし穴

小規模宅地の特例、教育資金の贈与、遺言…etc.の盲点とは？

2014年の稼ぎ方

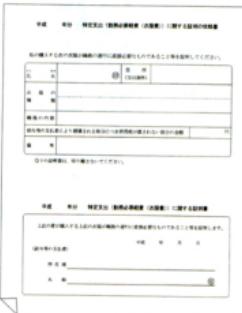
波乱相場の中に
大チャンスあり！



今すぐ動くのがチャンス！

以下は特定支出として認められる可能性アリ!
年間の領収書をまとめておこう

- ▶ 税理士、ファイナンシャルプランナー、語学検定など、業務に関連のある資格取得費や検定費用
- ▶ 通勤で利用した電車の特急料金、タクシー代
- ▶ 転勤時の引っ越し費用
- ▶ 研修費用
- ▶ 接待のための飲食代、ゴルフ代
- ▶ スーツ、ネクタイ、ワイシャツ代
- ▶ 新聞・図書費



注目ワザ
1

スーツや飲み代もまとめて経費にできる



控除を適用するには、まず経費を専用の用紙(国税庁のサイトや税務署で入手できる)に記入し、会社からの証明をもらう。その後、証明書に領収書を添付し、確定申告を行おう。

税金をとことんお得に生かすワザ

モデルケース

年収600万円の会社員で年間100万円の特定支出があると…

この部分(13万円)
が控除できる

資格取得費、タクシー代などの
通勤費、図書費、
スーツ代など会
社が認めるもの

↑
100万円
↓

年収600万円
なら
87万円

給与所得控除額の
1/2の金額

特定支出

所得・住民税共に税率10%なら

節税額は2万6000円に!

注: 税理士・落合孝裕さんの助言を基に作成。復興増税分を除く。**=図書費・衣服費・交際費などの「勤務必要経費」に分類される費目は上限65万円

「営業成績向上のため資格を得て『スーツを何着も新調』……。2013年に仕事用に自腹で大金を使った会社員も多いだろう。ならば、ぜひ生かしたいのが給与所得者の「特定支出控除」の制度。通常、会社員は会社で行う年末調整で課税関係は終了するが、一定以上かかった医療費などを確定申告すれば税金が戻る。特定支出控除も同様に、経費を申告すれば税金が戻る。会社員必見の優遇策だ。

控除を適用させるには、まず専用の用紙(上写真)にかかった費用を記入し、会社に証明をもらつ。その上で証明書に領収書を添えて自分で確定申告を行う段取りだ。実はこの制度、以前からあった

もう一つのポイントは、年収ごと定められた給与所得控除の2分の1(最高125万円)を超える額が控除対象となる点。年収600万円なら、年間87万円超の経費が対象となる。自身が該当するか、領収書を探して点検してほしい。

ものの、対象条件のハードルが高過ぎて使う人は皆無に近かつた。ところが13年の申告分から条件が緩和。使える制度として現実味が出てきた。改正後の運用は14年の確定申告が初回で、会社の給与・経理担当者ですら制度を知らない可能性もあるが、使い損じは避けたい。

波乱相場や増税にも負けない！ 投資でも徹底的に節税を

その1
相場の乱高下時は
贈与のチャンス！

節税しながら

塩漬け株を子供に移転

2014年も株式相場は波乱があるかもしだいが、動きが大きい故、有利に運ぶこともある。例えば「税金を抑えつつ、より多くの資産を子供に生前贈与したいと

き」などだ。「特にこの数カ月で株価が急上昇した株は、贈与の好機」と税理士・落合泰裕さんは言う。

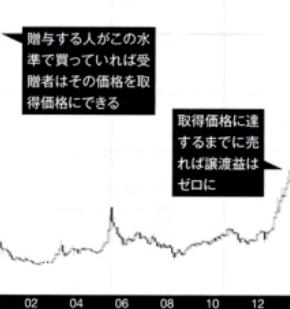
理由はなぜか。上場株式は相続評価額に①相続・贈与の際の終値の平均②相続・贈与月の毎日の終値の平均③相続・贈与前の毎日の終値の平均④相続・贈与前々月の毎日の終値の平均――の4つのうち、最も低いものを採用してよいルールがあるからだ。

例えば、まさに今、贈与に適す

ソフトバンクの日足チャート



ソフトバンクの月足チャート



その2
20%の増税後は
節税対策を万全に。
株で損が出たときは
配当と通算できる

14年は株式などの10%の軽減税率が終了し、軽減前の税率に戻る年。13年から加わった復興特別所得税を加味すると、上場株式等に係る譲渡益や配当への税率は、所得税15・315%、住民税5%。

合計で20・315%と負担がかなり重くなる。

増税に負けないよう、これまで以上に意識したいのが利益と損失を相殺できる「損益通算」の仕組みだ。例えば14年から配当金も20・315%の税率が源泉徴収されるが、株式などの譲渡損と通算すれば支払った税金は戻る。またA株で譲渡益、B株でA株の譲渡益を上回る譲渡損が出た場合、両者の譲渡損益を通算すれば、譲渡益から源泉徴収された税金が戻る。

ただし損益通算を行うには、原則は確定申告が必要。だが申告は手間がかかる上、自営業者や専業主婦家庭などは、株式などの譲渡

を検討するのもいいだろう。

（一）贈与を受けた人は、贈与者がもともと買った価格を取得価格にでるべき（落合さん）のも意識したい点。例えば贈与者である父がソフトバンク株を最高値に近い2万円（分割後の水準）で買つていれば、贈与を受けた子供も2万円で取得した扱いになる。つまり株価が2万円に到達するまで、子供はいつ売つても譲渡益はゼロになる。

（二）バブル期に高値づかみした塩漬け株がある人は、子供への贈与を検討するのもいいだろう。

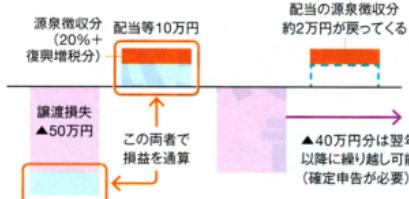
る銘柄の1つが、この数カ月に株価が急上昇したソフトバンク。

13年11月25日に贈与した場合は評価を使えるのは①～④の最も低いもの（左上図参照）。贈与日の終値は①8,590円だが、一番有利な評価額④9月の終値平均6,563円を採用できる。贈与時点での1,000株当たり約86万円の価値の資産を、約66万円の基礎控除額に加え、この範囲内なら株でも現金でも贈与税はゼロになる。

だが、控除額以上の贈与を行なうのが理想だ。なら、少しでも評価が下がる形で贈与を受けた人は、贈与者がもともと買った価格を取得価格にすべき（落合さん）のも意識したい点。例えば贈与者である父がソフトバンク株を最高値に近い2万円（分割後の水準）で買つていれば、贈与を受けた子供も2万円で取得した扱いになる。つまり株価が2万円に到達するまで、子供はいつ売つても譲渡益はゼロになる。

ただし損益通算を行うには、原則は確定申告が必要。だが申告は手間がかかる上、自営業者や専業主婦家庭などは、株式などの譲渡

配当も特定口座で受け入れれば自動通算可能



上場株式等の損と配当の損益を通算すれば、配当金から源泉徴収されていた税金の還付が受けられる。そのためには配当を、損益の通算をしたい資産と同一の特定口座（源泉徴収あり）で受け入れるか、確定申告（申告分離課税を選択）の手続きが必要になる。▲はマイナス。

損益を相殺できる組み合わせをチェックしておこう！



益を申告するとアダになる可能性もある。合計所得が上がり、国民健康保険料のアップや配偶者控除の適用外を招く恐があるからだ。こうした弊害を避けながら、配当や株などの譲渡損益の通算を行なうための解決策として、取引証券会社を1つにまとめる手がある。株や投信の保有や配当の受け入れを、全て同一証券会社の特定口座（源泉徴収あり）で行えば、お互いの損益の通算は自動的に完了。確定申告の必要もない。

なお、配当は受け取った後だと特定口座に入れられない。自動通算の仕組みを使いたければ、すぐに行なうための手続きとして、証券会社で手続きしておこう。有価証券は銀行などの預金と違い、分別管理の対象。万が一取引証券会社が破綻しても、資産は守られる仕組みだ。確定申告を避けていた人は、増税を機に取引証券会社をまとめるのも一策だ。証券会社が破綻しても、資産は守られる仕組みだ。確定申告を避けたい人は、増税を機に取引証券会社をまとめるのも一策だ。お互いの損益を通算できるのは株式や投信だけでなく、FX・外国為替証拠金取引や先物取引も可能。ただし左図に示したグループ同士での通算となる。FXや先物取引は、特定口座の受け入れはないため要注意だ。

期限は迫る！

教育と住宅資金の非課税贈与を見逃すな

注目ワザ
3

増税が続く中、数少ない税優遇策として際立つのが、住宅購入や教育資金の贈与を対象にした非課税制度だ。ただしこれらの優遇は期限内の贈与が条件。利用を考えている人は、機を逃さぬよう早めに行動しておこう。

まず急ぎたいのが「住宅取得等資産贈与の非課税制度」を使う人。父や祖父母から住宅購入用の資金の贈与を受けた際、一定額まで贈与税非課税という特例だ。非課税枠は2013年中の贈与なら700万円、14年は500万円（一般住宅の場合）。予定では14年末が特例の最終期限となる。

一方の「教育資金の一括贈与の非課税制度」は、父や祖父母から教育資金用に1500万円までの一括贈与を非課税で受けられる。現行では、制度が使える贈与の期間は15年末。のんびりは禁物だ。教育資金の贈与は、1500万円の資金として認められる用途で使った分が非課税となる。30歳時に使い残しがあれば、その部分に対する贈与税がかかる仕組みだ。こちらは住宅資金の特例と違い、すぐに

贈与資金を教育目的に使う必要はない。子供や孫が小さく、教育費の掛かる時期がまだ先でも、取りあえずは期限内に贈与して準備をしておくのがお勧めだ。

マネックスなら贈与資金を運用できる

教育資金贈与の非課税制度を使う際、贈与資金は金融機関の専用口座への入金が必須。現在サービスを提供するのは信託銀行などで、受け皿は金銭信託や普通預金が主流だ。「大金を贈与するのだから運用もさせないともったいない」と思うなら、株や投資信託も対象になる証券会社を使うのも手。ただし運用益が出れば、その部分は課税される。

マネックス証券では主要証券で初の「教育資金贈与サポート」を提供中。「想定以上の利用者がいる」という

